

令和元年（行ウ）第275号、同第598号 環境影響評価書確定通知取消請求事件

原告 鈴木陸郎 外47名

被告 国

2021年（令和3年）4月14日

東京地方裁判所民事第2部Cd係 御中

準備書面 11

原告ら訴訟代理人

弁護士 小 島 延 夫

弁護士 久 保 田 明 人

弁護士 千 葉 恒 久

弁護士 森 詩 絵 里

弁護士 呉 東 正 彦

弁護士 長 谷 川 宰

弁護士 浅 岡 美 恵

第1 総論

1 本書面の位置づけ

本書面は、被告準備書面(3)の陳述を受けて、同書面における被告の訴状に対する認否が、行政事件訴訟法、国家行政組織法及び民事訴訟法に照らして不誠実であったことから、被告に対して認否の撤回等を求めることを目的とするものである。

また、パリ協定4条1項の解釈に関し主張を補充する。

2 一体としての国としての認否が求められていること

(1) 行政事件訴訟法その他の法令の定め

2004（平成16）年の行政事件訴訟法の改正により、取消訴訟の被告は処分をした行政庁の所属する国などとされ（11条1項1号）、行政庁主義から行政主体主義へと改められた。

国の行政権は内閣によって行使され（憲法65条）、国の行政機関は内閣の統轄の下に置かれる（国家行政組織法1条、2条）。国の行政機関は、国の行政機関相互の調整を図るとともに、その相互の連携を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮することが義務付けられ、これは内閣府との調整・連絡についても同様である。

これらの規定からすれば、取消訴訟における被告についても、一体としての国としての訴訟追行が求められるのであって、国がその統轄の下に置く各行政機関の行為等は国そのものの行為であることは当然のこと、一の国の行政機関が他の国の行政機関の行為について知らないなどといったことはあり得ないのである。

この点、付言するならば、国家賠償請求訴訟では、基本的に個々の公務員の認識が問題とされているが、本件のような行政事件訴訟における認否については、組織体として、一体としての国の認識が問題となる。その点からも、他の行政機関が行なっていることだから知らないという認否は適切ではない。

(2) 被告準備書面(3)における認否の態様

第2以下で詳述するが、被告準備書面(3)における認否は、気象庁が作成・公表している報告書等について記載の存在は認めつつも、内容に関する認否を留保している。日本が国として参加するIPCCなどの国際機関の報告等についても同様である。

このような認否は、上述したような、一体としての国の要請に反するから、速やかに撤回し、内容に関しても「認める」との認否がなされるべきである。

3 民事訴訟規則の定め

民事訴訟規則79条3項より、相手方の主張する事実を否認する場合には、その理由を記載しなければならない。そして、相手方の法律上の主張を認めない場合には、「争う。」と答弁することとされている（司法研修所民事弁護教官室「8訂 民事弁護の手引き（増訂版）」120頁参照）。

しかしながら、被告準備書面(3)における訴状に対する認否においては、否認する事実に関しその理由が記載されていない。また、法律上の主張ではない部分と法律上の主張を一括して「争う」と認否するなど、民事訴訟規則にのっとった認否がなされていない。被告に対しては、再度、民事訴訟規則にのっとった認否を求める。

4 被告及び裁判所に対して求めること

「客観的に争いようのない事実まであえて否認するようなことは、効率的な訴訟運営を妨げるばかりでなく、訴訟当事者又は訴訟代理人の見識を疑われるのみであるから、行うべきではない」（司法研修所民事弁護教官室「8訂 民事弁護の手引き（増訂版）」121頁）。被告としては、前記1及び2を踏まえ、第2以下で指摘する各訴状に対する認否について撤回する等して、信義に従い誠実な認否を行うべきである（民事訴訟法2条）。また裁判所に対しては、客観的に争いようのない事実については、適切な訴訟指揮権の行使を求めるとともに、被告がその事実を自白した場合又は自白したものとみなされる場合に準じて取り扱うべきことを求める。

第2 被告の認否が不誠実であること

1 被告準備書面(3)の第2の4(2)ア(6頁。以下、見出し番号と頁数のみ記載する。)について

(1) 認否の対象及び態様

認否の対象は、訴状の請求の原因の第4の1(1)(8頁)である(以下、各項目において認否の対象となっている原告の主張を「認否対象部分」という。)

被告は認否対象部分について、「掲記の内容が掲載の気象庁ホームページに記載があること、気象庁作成の気候変動監視レポート2017に図3の図が掲載されていることは認め、その余は不知」とする。その趣旨は、記載・掲載の事実は認めるが、内容に関しては認否を留保するものと考えられる。

(2) 認否が不誠実であること

ア 認否対象部分一文目のうち「温室効果ガスである」から「割合で増加し」までの記載は気象庁ホームページの記載に基づく。気象庁は国の行政機関であるから(国家行政組織法3条1項、同別表第一)、被告は、気象庁が同記載をした事実のみならず、その内容についても認めなければ、前記1(1)で述べた一体としての国としての認否の要請に反するというべきである。

イ 認否対象部分二文目は、IPCC・AR5及び気象庁作成気候変動監視レポート2017(30ないし32頁)に基づく記載である。日本がIPCCの参加国となっていること、国内にも国内連絡会が設置されていること及びIPCC・AR5は環境省ホームページにも掲載されている¹こと並びに気象庁が国の行政機関であることを踏まえれば、被告は、認否対象部分二文目の内容について認めなければ、前記1(1)で述べた一体としての国としての認否の要請に反するというべきである。

¹ <http://www.env.go.jp/earth/ipcc/5th/>

ウ なお、仮に被告の認否（「不知」）が、原処分庁は経済産業省であるから、気象庁の報告書の内容やIPCC・AR5の内容等については知らないという趣旨であったとしても、そのような認否は国家行政組織法2条2項に反するだけでなく、経済産業省の会議資料において認否対象部分と同様の記載があるという事実にも反する。

経済産業省の審議会である中央環境審議会地球環境部会及び産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会の合同会合（第36回²）（2013年7月）において、気象庁他の監修した「日本の気候変動とその影響2012年版」が参考資料5として供されているが、同資料でも、訴状「第4の1(1)」と同様の記載がある（但し、2012年時点の知見に準拠。）ほか、中央環境審議会地球環境部会、中長期の気候変動対策検討小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会及び地球環境小委員会地球温暖化対策検討ワーキンググループの合同会合（第1回³）（2020年9月）において、「環境省における気候変動対策の取組」が参考資料1として供され、世界の平均地上気温が産業革命以前から約1℃上昇していることやAR5についての言及がある。

このような事実を指摘すれば枚挙にいとまがない。

本件訴訟において被告が、「掲記の内容が掲載の気象庁ホームページにあること…は認め、その余は不知」という認否をすることは、内容も知らないのに気象庁の資料等を参考資料として使用し、同資料を使用して会議を開催したにもかかわらず内容を把握していないということになる。

そのような事態が国の行政機関において発生することは通常想定し難く、あってはならないことである。

² https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/chikyu_kankyo/chikyukankyo_godo/036.html

³

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/chikyu_kankyo/ondanka_wg/001.html

2 第2の4(2)イ(6頁)について

(1) 認否の対象及び態様

認否の対象は、訴状の請求の原因の第4の1(2)(10頁)である。

被告は認否対象部分について、「第2ないし第4段落については、1.5℃特別報告書及びAR5統合報告書に記載の限度で認め、その余は不知」とする。

(2) 認否が不誠実であること

第1段落及び第5段落(殊に第5段落)については、2018年夏から秋にかけてのゲリラ豪雨や猛暑等に係る事実に関する主張であって、これらは、一定の地域において不特定かつ多数の人々が信じて疑わない程度に認識されており、裁判官もそれを知っている事実⁴と考えられ、公知の事実⁵に属するものであるから、被告は同各段落の内容を認める以外の認否は考えられない。

なお、経済産業省の審議会である中央環境審議会地球環境部会、中長期の気候変動対策検討小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会及び地球環境小委員会地球温暖化対策検討ワーキンググループの合同会合(第2回⁵)(2020年12月)の経済産業省も参加する事務局作成参考資料集⁶の4頁の「温暖化が近年の日本の豪雨に与えた影響」にも、「気象庁気象研究所などによる合同の研究チームは、平成29年7月九州北部豪雨及び平成30年7月西日本豪雨が発生した季節・地域における大雨の発生確率が地球温暖化の進行に伴って有為に増加していたことを明らかにした」と記載されており、異常気象による気象災害の現実化を知らないはずがない。

仮に、被告国が異常気象による気象災害の現実化を知らないという認識のもとでパリ協定に基づく温暖化対策を行っているとするれば、国際的非難を免れない。

⁴ 三木浩一ほか「民事訴訟法第2版」261頁(有斐閣、2015年)

⁵ https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/chikyu_kankyo/ondanka_wg/002.html

⁶ https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/chikyu_kankyo/ondanka_wg/pdf/002_s01_00.pdf

3 第2の4(3)イ(7頁)について

認否の対象及び態様及び認否が不誠実であること

認否の対象は、訴状の請求の原因の第4の2(2)(12頁)である。

被告はパリ協定が世界の平均気温の上昇を産業革命前から2℃を十分下回る水準に抑制し、1.5℃にも努力することを目的とすることは認めるものの、今世紀後半の早い時期に、温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを定めたものではないとするが、具体的な内容を述べてはいない。

今世紀後半に温室効果ガスの排出を、とりわけ長寿命で日本の温室効果ガスの92%を占めるCO₂排出と人為的吸収の増加とを均衡させることを「排出実質ゼロ」と呼び、その必要性は経済産業省を含め国において認めてきたところである。2020年10月の菅首相の2050年カーボンニュートラル・脱炭素宣言は、1.5℃目標を実現するためのものである。地球の平均気温の上昇を産業革命前から1.5℃にとどめることが、近年、国際社会の共通目標となっており、日本でも同様である。

パリ協定の解釈については、第3で述べる

4 第2の4(4)ア(7頁)について

(1) 認否の対象及び態様

認否の対象は、訴状の請求の原因の第4の3(1)(13頁)である。

被告は認否対象部分について、「石炭火力発電所の発電方式に関する記載は認め、その余は否認する。」とする。なお、否認の理由は記載されていない。

(2) 認否が不誠実であること

被告は、石炭火力発電所が化石燃料である石炭を燃料とする火力発電所であること(認否対象部分第2段落)を認めている。化石燃料とは、炭化水素やSO_x等を含むから、これを燃焼すれば二酸化炭素やSO_xが大気中に排出されること及びその排出量は化石燃料の種類によって異なることは科学的に明らかである。

また、石炭火力発電からのCO₂排出量が天然ガス火力発電の約2倍である

ことは、パリ協定のもとで日本国として負う地球温暖化対策の基礎的前提事実であって、既に公知の事実である。念のために付言すれば、環境省作成の甲34・22頁、甲35・25頁にも記載されている。さらに、環境省による「日本の温室効果ガス排出量の算定結果のホームページ⁷」に掲載されている2005年度以降の報告の要因分析において燃料別火力発電のCO₂排出係数が記載され、「石炭火力発電は、LNG火力と比べると、同じ発電電力量を得るために2倍のCO₂を排出する。」と記載されてきた。また、経済産業省も、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会第18回会合（2015年11月）の「火力発電の高効率化」（資料2-5）⁸において「石炭火力発電は、LNG火力発電に比べおよそ2倍程度のCO₂を排出」と記載し、エネルギー基本計画（2018年7月）でも、石炭について「温室効果ガスの排出量が大きいという問題がある」と記載されているものである。この事実こそ、石炭火力からの早期脱却が求められている理由である。

それにも関わらず、被告は「火力発電所は燃料の燃焼に伴い大量のCO₂や大気汚染物質を排出する。燃料によって…それぞれの排出量は大きく異なってくるが、石炭火力発電…からのCO₂排出量は天然ガス火力発電の約2倍ある」との原告の主張を否認しているが、この事実を否認することは、一体としての国としての認否の要請にも反するのみならず、被告国の温暖化対策に重大な欠陥があることを認めるに等しい。

5 第2の4(4)イ（7頁）について

（1）認否の対象及び態様

認否の対象は、訴状の請求の原因の第4の3(2)（14頁）である。

被告は認否対象部分について「知らないし争う」とするが、どの事実に関し不知とし、どの主張を法律的主張と解したうえで争うとしているのかが不明で

⁷ <https://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg/>

⁸

https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/018/pdf/018_011.pdf

ある。

(2) 認否が不誠実であること

ア 認否対象部分第1段落について

認否対象部分第1段落はUNEPの発行した報告書である「The Emissions Gap Report2017」の指摘に基づく記載である。2018年9月28日、当時の環境大臣は秋田港火力発電所（仮称）建設計画に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見の中で、同報告書に言及しており、国がその内容を把握していないはずがない⁹。

しかしながら、被告は同報告書に基づく記載を知らないし争うと認否しているのであり、これは一体としての国としての認否の要請に反する。

イ 認否対象部分第2段落について

世界各国の石炭火力発電からの脱却の方針については、国の行政機関内部の委員会等でも報告されているところである。経済産業省総合資源エネルギー調査会においても、電力・ガス事業分科会、電力・ガス基本政策小委員会、省エネルギー・新エネルギー分科会、省エネルギー小委員会の合同石炭火力検討ワーキンググループ（第4回¹⁰）（2020年10月）の事務局資料¹¹ではドイツ、イギリス、フランスの脱石炭火力発電の方針等について整理されている。

しかしながら、被告はドイツ等の石炭火力発電からの脱却の方針について知らないし争うと認否しているのであり、これは一体としての国としての認否の要請に反する。

6 第2の4(5)ア(7)（7頁）について

(1) 認否の対象及び態様

認否の対象は訴状の請求の原因の第4の4(1)（15頁）である。

⁹ <https://www.env.go.jp/press/files/jp/110023.pdf>

¹⁰ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/sekitan_karyoku_wg/004.html

¹¹ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/sekitan_karyoku_wg/pdf/004_04_00.pdf

被告は、認否対象部分第1段落につき、同頁掲載の図6が環境省作成であることは認めその余は知らないし否認し、「1990年以来、エネルギー転換部門からの排出が顕著に増加しているが（図6参照）、なかでも事業用電力からの排出が占める割合が増加している」との原告の主張について、その根拠が不明であるとし、さらになお書きで、「エネルギー転換部門（製油所、発電所等）」は、電気事業者のほか、ガス事業者や熱供給事業者も含んでいる」と、あたかも、製油所やガス事業者、熱供給事業者の排出が増加しているかの記述をしている。

（2）認否が不誠実ないし誤導を意図したものであること

ア 認否対象部分第1段落第一文目について

第一文目の記載は環境省と国立研究所が気候変動枠組み条約に基づいて、同事務局に提出した温室効果ガスの排出・吸収目録の値¹²（以下、「2017年確報値」という。・甲27号証）に基づくものであり、被告が知らないはずがない。なお、前記図6も同確報値に掲載されているものを引用した。

しかしながら、被告は同記載を知らないし争うとしている。これは一体としての国としての認否の要請に反する。

イ 認否対象部分第1段落第二文目について

被告は、原告の「1990年以来、…なかでも事業用電力からの排出が占める割合が増加している。」との主張につき、根拠が不明とし、さらに、「エネルギー転換部門（製油所、発電所等）」は、電気事業者のほか、ガス事業者や熱供給事業者も含んでいる）あたかも、製油所やガス事業者、熱供給事業者の排出が増加しているかの記述となっているが、経済産業省は熟知しているデータであり、事実にも反する。

図6の詳細データは、国立環境研究所の「日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2017年度）」（甲28）であり、最新のものは、国立環境研究所の

¹² 「2016年度（平成28年度）の温室効果ガス排出量（確報値）について」
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/109035.pdf>。

「日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2019年度）」¹³として確認できる。2020年12月8日の速報値では、エネルギー転換部門は、L5-7gas_preliminary_2021-gioweb_1.0.xlsx にまとめられている。その「2. CO2-Sector」のなかのエネルギー起源、エネルギー転換部門、製油所・発電所等の欄をみれば、その排出量が1990以降増加し、石炭製品製造（コークス製造）・石油製品製造（石油精製）・ガス製造・事業用発電・地域熱供給（地域冷暖房）の内訳の中で「事業用発電」が1990年度から2019年度までを通じて大半を占めており、2011年度以降は90%を超えていることがわかる。

このデータは、経済産業省資源エネルギー庁作成の総合エネルギー統計¹⁴（エネルギーバランス表）の総合エネルギー統計詳細表に基づくものである。

さらに、経済産業省資源エネルギー庁作成の総合エネルギー統計「時系列表（参考表）」の「6. CO2排出量」のシートに「（参考）電力直接排出」として発電の直接排出量が示されている。但し、ここには自家発電が含まれ、環境省のデータより約1割、多くなっている。

即ち、経済産業省は図6のもととなっている、温暖化対策のための基礎であるデータをより詳細に収集・保有しているにも関わらず、同速報値に基づく原告の主張の根拠が不明などという認否をすること自体、誠実な訴訟追行の態度とはいえず、また一体としての国としての認否の要請に反する。

7 第2の4(5)ア(イ)（8頁）について

（1）認否の対象及び態様

認否の対象は訴状の請求の原因の第4の4(1)第2段落（16頁～17頁）である。訴状16頁図6は図7-1の誤記、図7とあるのは図7-2の誤記であるので、訂正する。

¹³ <http://www.nies.go.jp/gio/aboutghg/index.html>

¹⁴ https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total_energy/results.html#headline2

被告は第2段落について、訴状17頁掲載の図7-1が資源エネルギー庁作成のエネルギー白書2018から引用されたものであることは認め、その余は知らないし否認とし、「発電所からのCO₂排出量が燃料別でみると、2016年度で石炭火力発電所からの排出が過半をしている。これは、「石炭のCO₂排出原単位が大きいことによる。」との原告の主張につき、根拠が不明であるとする。

(2) 認否が不誠実であること

ア 認否対象部分第2段落第一文及び第二文について

原告の主張は経済産業省資源エネルギー庁作成の「エネルギー白書2018」及び総合エネルギー統計に基づくものである。

しかしながら、被告は訴状17頁掲載の図7-1が同白書から引用されたものであることのみを認め、「石炭のCO₂排出原単位が大きいことによる。」とする根拠が不明とし、知らないし否認とする。被告はこの事実を熟知しているものであって、このような認否は不誠実であり、一体としての国としての認否の要請に反し、許されない。

イ 「2016年度で石炭火力発電からの排出が過半を占めている」ことについては、環境省の「電気事業分野における地球温暖化対策の進捗状況の評価の結果について」(甲34)の9頁で、資源エネルギー庁作成の総合エネルギー統計によれば、2016年度の火力発電全体でのCO₂排出量は「5億546万t-CO₂」であり、石炭火力発電からの排出は、「2億7426万 t-CO₂」(2017年度)へと増加」とあり、54%を占めていると記載されていることから明らかである。

図7-1にあるように、発電電力量における石炭火発の割合は32.3%であるのに、CO₂排出量では過半を占めているのは、石炭のCO₂排出原単位(排出係数)が天然ガスよりも大きい(悪い)からであり、そのため、電力分野において石炭火力の早期廃止が国際的に重点課題となっているものである。

さらに、表7-2は、前記総合エネルギー統計の2016年度データにおけ

る「(詳細表)炭素単位表」によったものである。例えば、石炭は同表の「事業用発電(揚水発電除く)」と「自家消費事業用電力」を加えたもので、石炭ガスは石炭製品のうちの「事業用発電(揚水発電除く)」と「自家消費事業用電力」を加えたものである。この表はいずれも 10^3tC (炭素換算)によっており、 CO_2 換算には $44/12$ をかけることになる。

このように、被告が知らないし否認とする事実は、経済産業省の収集・整理・開示しているデータに基づくものであり、原告の主張の根拠が不明などという認否をすること自体、誠実な訴訟追行の態度とはいえず、また一体としての国としての認否の要請に反する。原告の摘示した事実に誤りがあるのであれば、具体的に指摘して正すのが、データを保有する国の責務である。

8 第2の4(5)イ(8頁)について

認否の対象は訴状第4の4(2)(17頁)である。

第一段落について、2015年7月の日本の2030年目標にかかる約束草案に2050年の削減目標の記述があるとの記述は誤記であるので訂正する。

第二段落で、被告は、長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)と約束草案の提出の限度で認めるとし、約束草案が長期エネルギー需給見通しを前提としたものであることを争う趣旨と見えるが、約束草案の前に2030年の電源構成のエネルギーミックスが定められ、約束草案の別添として「日本の約束草案の提出について」と題する書面にも、「エネルギーミックスと整合的なものとなるよう」定めたことが明記されていることについての認否がない。

第三段落について、被告は、「2030年目標が定められた限度で認める」とし、「2050年80%削減を目指すとの目標」が地球温暖化対策計画に加えられていないかのような認否をしている。2050年に80%削減を目指すことは2012年4月に閣議決定されており、地球温暖化対策計画でも、「長期的な目標を見据えた戦略的取組」として、2015年G7サミット及びパリ協定の採択に言及したうえで、「こうした中で、我が国は、パリ協定を踏まえ、全ての主要国が参加する公平かつ実効性ある国際枠組みのもと、主要排出国がその能力に応

じた排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。」としている（甲32、6頁）。にもかかわらず、2050年80%削減目標の存在を否定するかの認否は、著しく不適切である。

9 第2の4(5)ウ（9頁）について

（1）認否の対象及び態様について

認否の対象は訴状第4の4(3)（18ないし22頁）である。

被告は、法律上の主張と事実に関する主張を区別せず、「全体として争う」とのみの認否をしており、事実に関する主張について本来記載されるべき否認の理由が記載されていない。

（2）認否が不誠実であること

ア 認否対象部分第2段落について

本書面の前記「第2」「7」「(2)」「イ」で述べた通り、日本の発電部門におけるCO₂の排出のうち、石炭火力発電からの排出がその過半を占めていることは明らかであり、被告が認めている2030年目標（訴状18頁）の達成のために、石炭火力発電によるCO₂の排出を削減することが不可欠なのは自明である。

これを「争う」と認否することは国としては火力発電によるCO₂の削減をせずとも2030年目標を達成することができると考えていることになるが、日本のCO₂排出量のうち事業用電力からの排出量が約4割にのぼり、そのうち石炭火力発電からの排出の増加が増加していること等からすれば、そのような国の判断が社会通念上著しく不当であることは明らかである。

イ 認否対象部分第3段落について

原告主張の各事実は、経済産業省の外局としておかれる資源エネルギー庁が同庁のホームページにおいて、スペシャルコンテンツとして提供している記事の記載内容と概ね一致しているところ（第一文につき「【日本のエネルギー、150年の歴史③】エネルギー革命の時代。主役は石炭から石油へ交代し、原子

力発電やLPガスも」¹⁵、第二文につき「【日本のエネルギー、150年の歴史④】
2度のオイルショックを経て、エネルギー政策の見直しが進む」¹⁶並びに第三
文及び第四文につき「【日本のエネルギー、150年の歴史⑥】 震災と原発事故
をのりこえ、エネルギーの未来に向けて」¹⁷）、被告はこれらを一括して争う
としている。

このような認否は一体としての国としての認否の要請に反し、許されない。

ウ 認否対象部分第4段落について

第一文目は日本の石炭火力発電所の数およびその設備容量に関する主張であ
るところ、電気事業法上明らかなとおり、火力発電所の設置等については経済
産業大臣の関与が求められているのだから経済産業省としては当然火力発電所
の設置数等を把握しているはずである。しかるにこれまで、具体的に開示して
こなかったが、第26回総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電
力・ガス基本政策小委員会¹⁸（2020年7月）において、火力発電所の一覧
表が参考資料として提供されている¹⁹（甲176）。被告国において、数等が異
なるのであれば否認し、その数等を明らかにすべきであるし、正しいのであれ
ば認めるべきである。

第二文目は、電源構成における石炭火力の割合に関する主張であるところ、
2030年度に関しては、被告がその作成を認めている「長期エネルギー需給
見通し」（7頁）に記載があり、2016年度については資源エネルギー庁作
成「日本のエネルギー「エネルギーの今を知る20の質問」」²⁰（8頁）に記
載がある。よって、被告が原告の同主張を争うことは、一体としての国として
の認否の要請に反し、許されない。

¹⁵ <https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/history3shouwa.html>

¹⁶ <https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/history4shouwa2.html>

¹⁷ <https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/history6mirai.html>

¹⁸ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/026.html

¹⁹ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/026_s01_00.pdf

²⁰ https://www.enecho.meti.go.jp/about/pamphlet/pdf/energy_in_japan2017.pdf

第三文目は、被害市日本大震災後の石炭火力発電所の計画の実績等に関する主張であるところ、電気事業法上、11万2500kWを超える火力発電所については経済産業大臣が環境影響評価に関与する仕組みとなっており、かつ、同計画等を経済産業省のホームページ上で発電所環境アセスメント情報一覧として公開している²¹。環境アセスメント対象規模以下の小規模石炭火力発電所についても、電気事業法48条1項で工事の計画を届出が義務付けられている。このように、経済産業省は火力発電所の新設、変更計画を掌握しているのであるから、原告の主張の数等が適正でないとするのであれば否認し、その数等を明らかにすべきであるし、正しいのであれば認めるべきである。

エ 認否対象部分第5段落について

第5段落は、石炭火力発電所の設備容量に関する主張であるところ、前記ウと同様に経済産業省は電気事業法上、火力発電所の設備容量等に関する事実を把握しているはずであるから、数等が異なるのであれば否認し、その数等を明らかにすべきであるし、正しいのであれば認めるべきである。

10 第2の5(1)(9頁)について

(1) 認否の対象

認否の対象は、訴状の請求の原因の第5の1(24ないし26頁)である。

(2) 被告の認否が不誠実であること

ア 第2段落について

第2段落は、JERA作成の表1(26頁)に関し、いつの時点での実情を反映したものか分からないという主張であるところ、被告はこれを争うと認否する。しかしながら、本件評価書に対して確定通知を發した被告であれば当然いつの時点での実情を反映したものであるかについて把握していなければならないのであり(そうでなければ、JERAの提出した本件評価書に関し何らファクトチェックを行っていないことになる)、また「争う」ということは少なくとも

²¹ https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/thermal.html

いつの時点での実情を反映したものかを知っているということになるから、その時点を明らかにしたうえで否認すべきである（知らないのであれば、被告の主張を認めるべきである）。

イ 第5段落及び第6段落について

第5段落及び第6段落は新設発電所のCO₂の年間排出量に関する主張であるところ、被告は「認否の限りではない」とする。

「認否の限りではない」という認否は訴訟との関連性がないような場合になされることが多いところ、新設発電所から排出されるCO₂の量がどれだけの量なのかは本件訴訟と関連性が明らかに認められ、このような認否は許されない。改めて認否を明らかにされたい。

1.1 第2の5(2)について

(1) 認否の対象及び態様

認否の対象は訴状の請求の原因の第5の2である。

被告は、本件評価書に訴状26頁掲載の表2が記載されていることは認め、その余は知らないし争うとする。

(2) 認否が不誠実であること

ア 認否対象部分(1)について

第一文目は本件評価書に記載されている前記表2に基づくものである。よって、本件評価書について確定通知を發した国としては、その内容を認めているはずであり、争うとの認否は考えられない。否認するのであれば、その理由を示すべきである。

第二文目については、前記7(2)ア同様、本件評価書に対して確定通知を發した被告であれば当然いつの時点での実情を反映したものであるかについて把握していなければならないのであり（そうでなければ、JERAの提出した本件評価書に関し何らファクトチェックを行っていないことになる）、また「争う」ということは少なくともいつの時点での実情を反映したものかを知っているということになるから、その時点を明らかにしたうえで否認すべきである（知らな

いのであれば、被告の主張を認めるべきである)。

イ 認否対象部分(2)について

原告の主張する事実はいずれもSO_xやNO_xの有害性等に関するものである。SO_x等は呼吸器疾患の原因になる等の理由でその排出が大気汚染防止法等で規制され、環境影響評価法や電気事業法のアセス特例でも環境影響評価の対象となっているのであるから、被告が同科学的な事実を「不知」とすることは被告国及び原処分庁経済産業省がSO_x等の排出が規制される理由を把握しておらず、よって適切に規制権限を行使し得ないことを自白していることになりかねず、許されない。

また、各有害性に関する主張を否認するのであれば、その理由を示すべきである。

第3 パリ協定について

1 被告の認否

被告は、「パリ協定4条1項が「今世紀後半の早い時期に」、 「(温室効果ガスの) 排出を実質ゼロとする長期目標を定め」たとの点は争う。同協定4条1項は、温室効果ガスの排出を実質ゼロとすることを定めたものではない。」(被告準備書面(3)7頁)とする。

そこで、パリ協定(以下「協定」という。)4条1項の解釈につき、以下の通り、原告の主張を補充する。

2 協定4条1項の定め

協定4条1項の解釈に必要な規定の邦訳²²は次の通りである。

同4条

1項 締約国は、第二条に定める長期的な気温に関する目標を達成するため、

²² 環境省が公表しているもの。 http://www.env.go.jp/earth/ondanka/cop/shiryo/10a01tr_jp.pdf

衡平に基づき並びに持続可能な開発及び貧困を撲滅するための努力の文脈において、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成するために、開発途上締約国の温室効果ガスの排出量がピークに達するまでには一層長い期間を要することを認識しつつ、世界全体の温室効果ガスの排出量ができる限り速やかにピークに達すること及びその後は利用可能な最良の科学に基づいて迅速な削減に取り組むことを目的とする。

同 2 条

1 項 この協定は、条約（その目的を含む。）の実施を促進する上で、持続可能な開発及び貧困を撲滅するための努力の文脈において、気候変動の脅威に対する世界全体での対応を、次のことによるものを含め、強化することを目的とする。

- (a) 世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏二度高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏一・五度高い水準までのものに制限するための努力を、この努力が気候変動のリスク及び影響を著しく減少させることとなるものであることを認識しつつ、継続すること。
- (b) 食糧の生産を脅かさないような方法で、気候変動の悪影響に適応する能力並びに気候に対する強靱性を高め、及び温室効果ガスについて低排出型の発展を促進する能力を向上させること。
- (c) 温室効果ガスについて低排出型であり、及び気候に対して強靱である発展に向けた方針に資金の流れを適合させること。

2 項 この協定は、衡平並びに各国の異なる事情に照らした共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に関する原則を反映するように実施される。

3 協定4条1項の解釈

(1) 「排出量と吸収源による除去量との間の均衡」の意義

人為的な排出量と吸収源による除去量との間の均衡とは、人為的活動による温室効果ガスの排出量と人為的な植林等による吸収量とが均衡している状態をいう。

原告準備書面9において、2020年10月26日、菅総理大臣が「温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち二〇五〇年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言した際における「温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」というのも同様の意味である。

(2) 協定2条と4条の関係

協定2条1項柱書が、「この協定は」（原文では「This Agreement,」）から始まり、「…することを目的とする。」で終わっている（原文では主語を受けて動詞が「aims to」となっている）ことからすれば、同規定は、協定及び協定締結の目的を定めた規定といえる。

そして、協定4条1項が「締約国は」から始まり、「…ことを目的とする。」で終わっていること（原文では「Parties」という主語を受けて動詞が「aims to」となっていること）からすれば、同規定は、協定の目的を達成するための締約国の目標を定めた規定といえる。

環境省も、パリ協定の概要として、同様の整理をしている²³。

(3) 協定4条の読み方

協定4条1項における主語が締約国であることは、上記(2)で述べたとおりである。

同規定での動詞は原文では「aim to reach」と「aim to undertake」であり、邦訳では「～に達することを目的とする」と「～に取り組むことを目的とする」である（なお、環境省は「aim to」を「～することを目的とする」と邦

²³ 「パリ協定の概要」 http://www.env.go.jp/earth/Paris_agreement.pdf

訳しているが、「～することを目指す」の訳が日本語としては自然である。) 。そうすると、4条1項は締約国の責務を定めた規定と解することが出来る。

そして、同規定は締約国に責務を課す目的として、「協定2条に定める長期的な気温に関する目標の達成」と、「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成」を挙げている(原文では、「In order to achieve the long-term temperature goal set out in Article2」と「so as to achieve a balance between…」とあり、「in order to」と「so as to」はいずれも、「～するために」という意味である。)

そうすると、4条1項は2条における各目的にとどまらず、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロとすることがパリ協定における締約国の長期目標であることを前提とし、その旨規定しているというべきである。

(4) 被告の従来の見解と被告の認否に整合性がないこと

経済産業省の長期地球温暖化対策プラットフォーム「国内投資拡大タスクフォース」(第7回会合²⁴)における配布資料7では温室効果ガスの排出を実質ゼロとすることが「パリ協定における長期目標(2℃目標)」として整理されている²⁵。また、環境省令和元年版環境白書において「長期目標として、気温上昇を2℃より十分下方に抑える(2℃目標)とともに1.5℃に抑える努力を継続すること、そのために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ(排出量と吸収量を均衡させること)とすることが盛り込まれました。」²⁶としている。さらに、平成30年4月17日に閣議決定された第五次環境基本計画(4頁)において「パリ協定は、世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分

²⁴ https://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy_environment/ondanka_platform/kokunaitoushi/007_haifu.html

²⁵ https://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy_environment/ondanka_platform/kokunaitoushi/pdf/007_07_00.pdf

²⁶ <https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r01/html/hj19010202.html>

下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）を目指している。」²⁷と同様の整理がされている。

これらは上記（3）で示した協定4条1項の読み方と同様の解釈をとるものといえる。

以上からすれば、被告は、パリ協定が温室効果ガスの排出の実質ゼロを長期目標としていることを前提として、諸資料・計画等を作成・策定し、公表している。

それにも関わらず、被告は被告準備書面（3）において「協定4条1項は、温室効果ガスの排出を実質ゼロとすることを定めたものではない。」と主張している。これが、従前の被告の見解と整合しないことは明白である。

以 上

²⁷ https://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/plan/plan_5/attach/ca_app.pdf